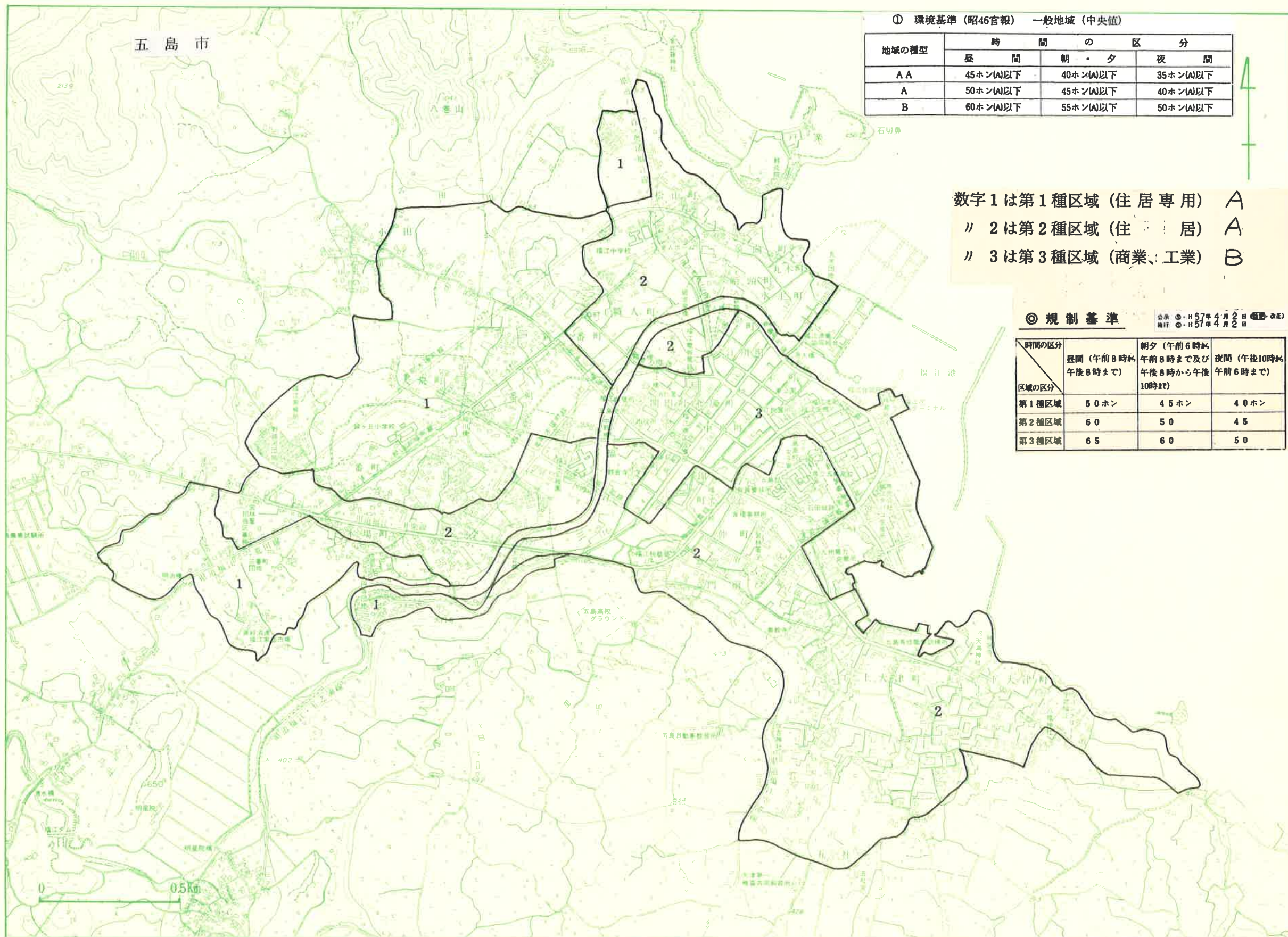




① 環境基準 (昭46官報) 一般地域 (中央値)

地域の種型	時間 区 分		
	昼 間	朝 ・ 夕	夜 間
A A	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下	35ホン(A)以下
A	50ホン(A)以下	45ホン(A)以下	40ホン(A)以下
B	60ホン(A)以下	55ホン(A)以下	50ホン(A)以下

数字1は第1種区域 (住 居 専 用) A
 // 2は第2種区域 (住 居) A
 // 3は第3種区域 (商業、工業) B

◎ 規 制 基 準

公表 昭・47年4月2日 (通達) 改正
 施行 昭・47年4月2日

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前8時から午後8時まで)	朝夕 (午前6時から午前8時まで及び午後8時から午後10時まで)	夜間 (午後10時から午前6時まで)
	50ホン	45ホン	40ホン
第1種区域	50	45	40
第2種区域	60	50	45
第3種区域	65	60	50

